

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

南部町長 陶山 清孝

市町村名 (市町村コード)	南部町 (31389)
地域名 (地域内農業集落名)	阿賀地区 (上阿賀集落、下阿賀集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年1月22日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、複数の担い手が営農を行っている地域で、区画の大きい基盤整備田については耕作者が確保されているが、山側及び河川側の農地は圃場条件が悪く、耕作者の確保が困難となっている。小規模の兼業農家では家族内での後継者がいない場合もあるため、農地を速やかに担い手へ引き継ぐための体制づくりを検討していく必要がある。  
 また、地域に地権者が不在の農地、相続人が不明の農地があり、農地の維持管理に支障をきたす場合がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域の担い手へ農地の集積・集約化を進め、さらに農作業の効率化を図るため、必要な耕作条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。  
 また、農地の出し手と受け手をスムーズにマッチングできるよう、耕作の継続が困難となった場合、地域で情報共有できるよう努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	48 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	27 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地を中心に、圃場条件のよい農地を有効活用する。耕作の継続な農地は、荒廃防止のための土地利用の検討が必要となる。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体で中間管理機構の活用を推進し、集積・集約化を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
地域内に複数の担い手がいるため、営農の継続や後継者確保のため、地区内の水路改修を行い、耕作環境を維持する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
町や関係機関と連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
南部町農村振興公社、アグリサポートなんぶ等へ農作業委託し、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシやシカの被害が拡大しないよう防止柵を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。
- ⑦日本型直接支払交付金(多面)を活用して、農用地・農業用施設の保全管理を行い、遊休農地の発生防止を図る。
- ⑧地区内の水路の整備・修繕を行い、耕作環境を維持し、担い手へ農用地を引き継ぐよう図る。